

【資料 1】

他の自治体の取組み事例

【大阪市】

農業アドバイザー派遣事業

「農業技術」「農業経営」に関して相談・指導が受けられる
農業技術は精通した市内農業者（4 人程度）、農業経営はノウハウ・実績のある
中小企業診断士、税理士（公募で 18 人程度）をアドバイザーとして登録
希望農家宅へ出向いて、指導・アドバイス（H26. 12 月から開始～）

【箕面市】

農業サポーター制度

受入れ希望農家は JA に登録する。農業サポーターは市に登録。
サポーターには講習会を開催（府職員が講師）
課題：登録者（77 人）が受入れ農家数（12 件）を上回っている

ゆず収穫剪定サポーター事業

サポーターを募り、ゆず収穫、枝木の剪定等を手伝い、農業・地域を知ってもらう

農用地利用権設定等促進事業 箕面市農業公社 対象は市街化調整区域農地

学校給食（中学校も）に出荷できる農家を募集

箕面市農業公社が業務も取り纏め（H26. 2 一般社団法人として発足）
* 学校への搬入は出荷農家で

【枚方市】

農業ふれあいツアー → 農家が育てた野菜を収穫作業、その野菜を入手（安く購入できる）

* 農業ふれあいツアー推進協議会に委託契約 何地区かで実施

課題：開催日に照準を合わせて栽培するのがムズカシイ

食農体験学習支援事業 H20 年度試行 H22 年度本格実施

子供たちが植付け、収穫、調理、加工、試食までを体験

* 農政課で実施—導入時に校長会議等で説明をした 受入れは農政課が依頼をかけた農家手上げ方式による 農家には報奨金を支払っている 調理は学校で行う
H20 年度試行 H22 年度本格実施 7 校（H20 年度）→19 校（H25 年度）

大阪エコ農産物収穫体験ツアー → 圃場で野菜の試食・収穫体験

* エコ農産物推進協議会が年 1～2 回実施

市民ふれあい農園 1 区画約 20㎡ 入園料年間 7000 円

* 市は表向き→委託料を JA に支払い JA で入園料等を徴収、運営

体験型市民農園は納税猶予適用者は事前に税務署への確認・相談が必要

援農ボランティア登録制度

- * 開始は結構前から 受入れ先は現在 1 箇所（穂谷）場所的には行きづらい所
登録は 10 人前後あるが続かない ボランティアであり日当は無料

都市農業ひらかた道場 研修期間 2 年 受講料年間 36 万円

→実技形式研修の担当者は「枚方農業師範の会」市内の認定農業者や農業経営者

農地銀行→市街化調整区域農地、貸し借りのあっせん、使用賃借権の設定（農業委員会）
期間 6 年

【寝屋川市】

貸農園 H27 春・市民農園としてリニューアル予定

- * 従来、農政推進協議会が貸農園（市内十数か所）を運営していたが、区画のバラツキや農園利用者の固定化、新規希望者に回らない等の弊害もあり適正化を図った。今般の見直しで農家に意向を聞くと、農家独自の運営や貸農園から別利用を始める農家がでてきた。

今回はみどり公社が地主（3 か所）から農地を借上げ、利用者と公社が契約を交わす。

場所によっては区画や排水を再整備する予定。

農園整備は推進協議会が発注、市も補助金を交付、農家も自己負担ある模様。

従来から納税猶予適用農地はない。

ふれあい農園（2 農家）

- * H16 年度～農家の指導による畝作り、栽培、収穫までの農作業を農園利用方式による体験農園

レンゲ開放農園

- * レンゲ種を無料配布 開花・開放すれば 1 m² 30 円上限 9 万円を補助

防災協力農地

- * 平時の固定資産税軽減はない

登録期間 3 年・自動更新 有事に 8 日以上使用すると使用料（固定資産税を基に算出）、農業補償、原形復旧保障、農地返還後土入替え農地には別途補償額を 2 年目まで加算

【茨木市】

市民農園 特定農地貸付法による農家と市との貸付協定 6 農園

（利用期間 3 年 各園の区画面積により利用料は細分化 例：50 m² 22500 円/年 40 m² 18000 円 30 m² 135500 円）

泉原棚田を守る会

市所有地の棚田の荒廃を防ぐための保全活動（草刈り等）を実施するため、援農ボランティアに必要な技術習得のため棚田で講習 個人会員の場合は会費 3000 円（半年）

【八尾市】

農地バンク制度

八尾ブランド特産品事業→枝豆、若ごぼう

【松原市】

地場産野菜の販売促進事業

→大阪エコ農産物を「まったく愛っ子～松原育ち～」(愛称を公募)と名付け支援
24 年中延認証者 18 延認証面積 711a

(参考 東大阪：24 年中延認証者 775 延認証面積 2076a)

- ・イズミヤでコーナーを設け販売
- ・HP で販売店（他市のスーパーも照会）、業者向け生産者連絡先を掲載
- ・学校給食納入へ支援

地産地消に積極的に取組む飲食店・販売店を募集・支援

* 店舗紹介を HP、マップにより PR

【柏原市】

とくとくトラック市→野菜・果物・食品加工品・飲食物等を市役所駐車場で出店
公募 2 区画で 1 台分 16 台

【東京・世田谷区】

「せたがやそだち」ロゴマーク→公募した

のぼり、買い物袋、野菜を束ねるテープなどにロゴマークを表示

ファミリー農園 21 園 利用料・期間 18400 円で 1 年 11 カ月

クラインガルテン 3 年 (105000 円) ごと募集

自然体験農園（公園施設内）で農作業体験

→区内の農家で農業サポーターとして活動できる方を育成のための講習会

農作業体験塾

→区内農家の畑で 3 ヶ月（4～6 月、9～11 月：週 1 回・2～3 時間）播種から
収穫、出荷の一連作業を体験

参加費：3 ヶ月で 1000 円 18 以上の区内在住者

年 2 回春・秋募集 毎回 4～8 園程度の農家の協力で各園 1～5 名程度の参加

「農地保全重点地区制度」～都「農の風景育成地区制度」

生産緑地・宅地化農地・屋敷林が一团でまとまった地区、7地区を指定
地区毎の特性に応じた農地等の保全策を講じた上で、他の方策によって保全できない
農地について区が用地取得の上、農業振興等の拠点の整備を図る
区が農地取得し農業公園として整備が可能（都区財政調整基金：都市計画税が財源）

【東京・日野市】

農業者の人手不足の解消事業

援農市民ボランティア養成講座「農の学校」

H17 開設～1年間農業者などから受講

援農ボランティア「NPO 法人 日野人・援農の会」

「農の学校」終了生が会の主体となって援農活動

H25 年度 70 名の会員 40 戸の農家で活動中

学校給食の地産地消・利用率 25% 目標へ向けて

学校と農業者の間に入って調整する「コーディネーター」制度を導入。学校と農業者が
利用量で「契約栽培」を結ぶ。「契約栽培」には納品量に対して市から農業者へ補助金

日野産大豆プロジェクト

遺伝子組み換えでない大豆を栽培するため、種蒔きから収穫までの作業を市民ボラン
ティアらの協力で栽培。収穫大豆は豆腐・納豆など学校給食に利用
→ボランティアで成り立つ事業

「日野グリーンサポーターズ」日野農業応援チーム→メンバー登録をしてもらう

地元農産物の自給率アップ等により日野の農地を次代に引継ぐための市民運動
1 作る「農業に触れる」 2 買う 3 食べる 4 守る「農地・農業景観と大事に」
5 学ぶ「地域に根ざした食育」→5 項目ごとに具体的目標を設定し実践する

*「サポーターズポスト」農産物直売所に設置し、農産物に関する質問・意見を受け、生
産者による回答を公表し、生産者と消費者の交流、農業・農産物を身近に感じてもらう
一助とする

水田景観用レンゲ種子配布事業

25 年度 6 件 67 a 配布量 29kg (参考 東大阪：25 年度 8 件 163 a)

日野市農業体験農園

園主の指導を受けながら農業を体験し農作物を受け取る。利用者はその対価を農業者
に支払う 3 園→受付：まちづくり部産業振興課

市民農園→受付：(株)日野市企業公社

【資料 2】

他の自治体の取組み事例を参考に

A 貸農園、市民農園型事業

貸農園 農園整備は推進協議会が発注、市も補助金を交付、農家も自己負担ある模様。
従来から納税猶予適用農地はない。

ふれあい農園 * H16 年度～農家の指導による畝作り、栽培、収穫までの農作業を農園
利用方式による体験農園（2 農家） **【寝屋川市】**

市民農園 特定農地貸付法による農家と市との貸付協定 6 農園

（利用期間 3 年 各園の区画面積により利用料は細分化） **【茨木市】**

日野市農業体験農園 園主の指導を受けながら農業を体験し農作物を受け取る。利用者はその対価を農業者に支払う **【日野市】**

* 本市 *

○市民農園等施設の新設等に補助金を交付←都市農業活性化農地活用補助事業

B 地産地消推進型事業

学校給食（中学校も）に出荷できる農家を募集 箕面市農業公社が業務も取り纏め

* 学校への搬入は出荷農家で **【箕面市】**

農業ふれあいツアー 農家が育てた野菜を収穫作業、その野菜を入手（安く購入できる）

* 農業ふれあいツアー推進協議会に委託契約 何地区かで実施

課題：開催日に照準を合わせて栽培するのがムズカシイ

大阪エコ農産物収穫体験ツアー 圃場で野菜の試食・収穫体験

* エコ農産物推進協議会が年 1～2 回実施 **【枚方市】**

地産地消に積極的に取り組む飲食店・販売店を募集・支援

* 店舗紹介を HP、マップにより PR

【松原市】

学校給食の地産地消・利用率 25%目標へ向けて 学校と農業者の間に入って調整する
「コーディネーター」制度を導入。学校と農業者が利用量で「契約栽培」を結ぶ。「契約栽培」には納品量に対して市から農業者へ補助金

「日野グリーンサポーターズ」日野農業応援チーム メンバー登録をしてもらう
地元農産物の自給率アップ等により日野の農地を次代に引継ぐための市民運動
1 作る「農業に触れる」 2 買う 3 食べる 4 守る「農地・農業景観と大事に」
5 学ぶ「地域に根ざした食育」→5 項目ごとに具体的目標を設定し実践する

【日野市】

*** 本市 ***

○ファームマイレージ運動

○地産地食の収穫体験事業

畑で生産者・パン生産者の説明、食材のほうれん草の収穫体験・実食など

○地場野菜を使った「地産地食の鉄人」料理コンテスト

市内小学校 5・6 年生とその保護者を対象に

C 農地保全型事業、休耕地対策型事業

農業サポーター制度

受入れ希望農家は JA に登録する。農業サポーターは市に登録。

サポーターには講習会を開催（府職員が講師）

課題：登録者（77 人）が受入れ農家数（12 件）を上回っている

【箕面市】

援農ボランティア登録制度

* 開始は結構前から 受入れ先は現在 1 箇所（穂谷）場所的には行きづらい所

登録は 10 人前後あるが続かない ボランティアであり日当は無料

【枚方市】

レンゲ開放農園

* レンゲ種を無料配布 開花・開放すれば 1 m² 30 円上限 9 万円を補助

防災協力農地

* 平時の固定資産税軽減はない 登録期間 3 年・自動更新

【寝屋川市】

泉原棚田を守る会

市所有地の棚田の荒廃を防ぐための保全活動（草刈り等）を実施するため、援農ボランティアに必要な技術習得のため棚田で講習 個人会員は会費 6000 円（年）

【茨木市】

「農地保全重点地区制度」～都「農の風景育成地区制度」

生産緑地・宅地化農地・屋敷林が一团でまとまった地区、7 地区を指定
地区毎の特性に応じた農地等の保全策を講じた上で、他の方策によって保全できない
農地について区が用地取得の上、農業振興等の拠点の整備を図る
区が農地取得し農業公園として整備が可能（都区財政調整基金：都市計画税が財源）

【世田谷区】

日野産大豆プロジェクト

遺伝子組み換えでない大豆を栽培するため、種蒔きから収穫までの作業を市民ボランティアらの協力で栽培。収穫大豆は豆腐・納豆など学校給食に利用
→ボランティアで成り立つ事業

水田景観用レンゲ種子配布事業

【日野市】

*** 本市 ***

○花とみどりいっぱい運動

休耕地などの農地に、ゴミ等の不法投棄の抑制を行い、農地の荒廃を軽減するとともに、草花等の堆肥活用によるエコ米栽培など、環境に配慮した農業を推進、支援するもの。

D 援農型事業

農業アドバイザー派遣事業

「農業技術」「農業経営」に関して相談・指導が受けられる

希望農家宅へ出向いて、指導・アドバイス

【大阪市】

農業サポーター制度（再掲）

ゆず収穫剪定サポーター事業

サポーターを募り、ゆず収穫、枝木の剪定等を手伝い、農業・地域を知ってもらう

【箕面市】

農業ふれあいツアー（再掲）

援農ボランティア登録制度（再掲）

【枚方市】

泉原棚田を守る会（再掲）

【茨木市】

自然体験農園（公園施設内）で農作業体験

→区内の農家で農業サポーターとして活動できる方を育成のための講習会

農作業体験塾

→区内農家の畑で3ヶ月（4～6月、9～11月：週1回・2～3時間）播種から収穫、出荷の一連作業を体験

参加費：3ヶ月で1000円 18以上の区内在住者 年2回春・秋募集

毎回4～8園程度の農家の協力で各園1～5名程度の参加

【世田谷区】

援農市民ボランティア養成講座「農の学校」

H17開設～1年間農業者などから受講

援農ボランティア「NPO法人 日野人・援農の会」

「農の学校」終了生が会の主体となって援農活動

H25年度70名の会員 40戸の農家で活動中

【日野市】

E 体験農業型事業

ゆず収穫剪定サポーター事業 (再掲)

【箕面市】

農業ふれあいツアー (再掲)

食農体験学習支援事業 H20 年度試行 H22 年度本格実施
子供たちが植付け、収穫、調理、加工、試食までを体験

大阪エコ農産物収穫体験ツアー (再掲)

【枚方市】

泉原棚田を守る会 (再掲)

【茨木市】

農作業体験塾 (再掲)

【世田谷区】

援農市民ボランティア養成講座「農の学校」 (再掲)

日野産大豆プロジェクト (再掲)

【日野市】

* 本市 *

○米の栽培・収穫・加工・販売体験事業「THE 米」

○いもの栽培・収穫・加工 大人のための農業体験事業「いも」

地方公共団体及び農業協同組合以外で
農地を所有する者が開設する場合（農家等）

開設方法	市民農園整備促進法による 場合 (施設整備を要する場合)	特定農地貸付法による 場合	農園利用方式による 場合 (法律の規制なし)
開設者と利用者 との権利関係	イ：貸付け ＝特定農地貸付け ロ：農作業の実施 ＝農園利用方式	・貸付け ＝特定農地貸付け	・農作業の実施 ＝農園利用方式
開設者の農地の 取得の仕方	・自己所有地	・自己所有地	・自己所有地
施設	・農機具収納施設、休憩施設、 トイレその他の附帯施設の 設置が必要	・要件とされていない	
開設手続	・「特定農地貸付け」の場 合は、開設者と農地の所在地 を所轄する市町村との間で 貸付協定を締結 ・開設者が整備運営計画を作 成し、市町村に申請（内容 審査の上、市町村が認定）	・開設者と農地の所在地 を所轄する市町村との 間で貸付協定を締結 ・開設者が貸付規程を作 成し、貸付協定も添え て農業委員会に申請 （内容審査の上、農業 委員会が承認）	・特に定めはない
開設場所	・市民農園区域 ・市街化区域	・特に定めはないが、適 切な位置にある場合に 承認	・特に定めはない
メリット	・「特定農地貸付け」につ いては、特定農地貸付法の承 認があったものとみなされ 、当該承認があった場合と 同様農地法の権利移動の許 可等が不要 ・農地法の転用許可があっ たものとみなされ、整備運 営計画に定める休憩施設等 の整備については、農地法 の転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設す る場合、都市計画法の開発行 為などの許可可能	・農地法の権利移動の許 可等が不要 ・土地改良事業の参加資 格の特例	・相続税の納税猶予制 度の適用（三大都市 圏特定市の市街化区 域農地においては、 生産緑地地区のみを 対象）

市民農園の開設～市民農園をはじめよう！～

市民農園の種類

市民農園整備促進法による農園とは・・・

市民農園整備促進法による市民農園

>>>

主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法または農園利用方式で利用される農地に、農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の付帯設備を設置した農園です。

「特定農地貸付」による農園とは・・・

以下の条件によって行われる市民農園です。

特定農地貸付法による市民農園
《特定農地貸付方式》

>>>

- ① 10a未満の農地の貸付け
- ② 複数の者を対象
- ③ 定型的な条件で行われるもの
- ④ 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地
- ⑤ 5年を超えない農地の貸付け

参考：特定農地貸付法の概要

農地に賃借権その他の使用収益権を設定・移転をしないで、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農園のことです。

《農園利用方式とは》

農園利用方式による市民農園

>>>

農業者が農園に係る農業経営を行い、利用者が農園に係る農作業の一部を行うために当該市民農園に入場する方式で、賃借権の設定をすることなく農業者の指導・管理のもとでレクリエーション等の目的のために農作業を体験できます。